平成２３年（フ）第１５６号
大阪府岸和田市春木旭町22番42号
債務者　作馬　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
大阪府泉南市信達牧野1286番地の２ロイヤルマンション206号
債務者　盛原　雄二
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
大阪府泉南郡熊取町五門西４丁目974番地の１―202、前住所大阪府泉南郡熊取町朝代東２丁目15番36号
債務者　根来久千代（旧姓澤埜）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
大阪府貝塚市麻生中159番地５
債務者　勝藤　久也
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
大阪府和泉市幸２丁目２番40―403号
債務者　星山こと　李　　泰浩
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
大阪府泉佐野市葵町３丁目９番18―102号
債務者　山村　幸夫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
香川県小豆郡土庄町小海甲254番地８
債務者　亀石　初美（旧姓上嶋）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７２号
長崎県西海市西彼町平山郷1851番地１
債務者　松尾美沙子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅毛井首団地Ｆ棟504号
債務者　安永　　潤
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
長崎県長崎市鳴滝３丁目13番14号、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ317号
債務者　山下　みき（旧姓樫川）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
長崎県長崎市大浦町９番25号　河添方、旧住所長崎県長崎市竿浦町738番地
債務者　宮﨑　栄子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
北海道苫小牧市豊川町２丁目８番９号　コーポウエスト102号
債務者　住吉　悠紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１５号
山口県周南市今住町５番８号　正岡アパート
債務者　辻　　優二
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９号
山口県宇部市幸町３番10号
債務者　正木　久雄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２８号
山口県宇部市西琴芝１丁目５番５号
債務者　吉本　英丈
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１３９号
千葉市若葉区大宮町1303番地の81
債務者　安川　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７号
千葉県市川市大野町３丁目1427番地３　ダグラスファー大野202号
債務者　金子　友好
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係